

徳島県規則第三十六号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第十三条第五項中「納付期限」を「納期限」に改める。

第十八条の三第一項中「様式第十四号の三）」の下に「（以下「口座振替納付依頼書等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、歳入徴収権者が適当と認めるときは、口座振替納付依頼書等の提出に代えて、口座振替の方法による納付に関し必要な事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を、電子情報処理組織を使用して提出することができる。

第十八条の三第二項中「を提出した」を「（これに代わる電磁的記録を提出した場合においては、当該電磁的記録）を提出した」に改める。

第十八条の四の見出し中「歳入」を「歳入等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

歳入徴収権者は、指定納付受託者に歳入等（法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。）の納付に関する事務を行わせようとするときは、契約を締結し、次に掲げる事項を定めなければならない。

第十八条の四第一項第一号及び第三号中「歳入」を「歳入等」に改める。

第十九条を削り、第十八条の四を第十九条とし、第十八条の三の次に次の一条を加える。

（指定納付受託者の指定）

第十八条の四 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）

（第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、指定を受けようとする者からの申出書その他必要な書類をもつて、会計管理者に合議するものとする。

2 知事は、指定納付受託者を指定したときは、速やかに、当該指定に関する書類の写しを会計管理者に送付するものとする。

第二十条の四の次に次の一条を加える。

（指定公金事務取扱者の指定）

第二十条の五 知事は、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定を受けようとする者からの申出書その他必要な書類をもつて、会計管理者に合議するものとする。

2 知事は、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定をしたときは、速やかに、当該指定に関する書類の写しを会計管理者に送付するものとする。

第二十一条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第一項中「歳入の徴収」を「法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収」に改め、「私人に」を削り、同項第

三号及び第四号中「徴収又は収納した歳入」を「徴収し、又は収納した公金」に改め、同条第三項中「歳入」を「公金」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する収納に関する事務を委託することができ、る歳入等として知事が定めるものは、同項各号のいずれにも該当するものとする。

第二十一条の二（見出しを含む。）中「歳入」を「公金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二百四十三条の二の五第二項に規定する知事が定める方法は、適法な支払請求書その他の書面による請求とする。

第二十一条の四及び第二十一条の五を削る。

第二十六条第二項中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 徳島県用度・給与集中管理特別会計への支払金

第二十六条第二項第四号中「補助金」を「補助金等」に改める。

第二十七条の二第一号中「地方自治法」及び「同法」を「法」に、「期末手当並びに」を「手当並びに」に改める。

第四十三条を次のように改める。

（公金の支出の事務の委託）

第四十三条 支出負担行為権者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の支出の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託契約書を作成しなければならない。

一 委託する事務の範囲

二 委託期間

三 委託料の額及び支払方法

四 賠償責任

五 その他委託事務の執行に関し必要な事項

2 支出負担行為権者は、前項の規定により委託契約書を作成したときは、速やかに、当該契約書の写しを会計管理者に送付しなければならない。

3 受託者は、その委託された支払事務を完了したときは、速やかに、精算書により支出命令権者を経て出納機関に報告しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

4 災害その他やむを得ない事由により、総括店、所管店、代理総括店又は代理所管店がその所管する公金に係る事務を行うことができないときは、当該店舗以外の店舗が当該事務を行うことができる。

第六十六条中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第六十六条の四第一項中「の提出」を「又はこれに代わる電磁的記録の提出」に改める。

別表第七の一の表指定納付受託者の指定の項を削る。
様式第十号その一を次のように改める。

様式第 1 0 号 納入通知書 その 1 納入通知書（納付書）（第 1 6 条関係）

77									
徳島県収納済通知書									
加入者名				口座記号番号				金額	
収納機関番号				納付番号				確認番号	
納付区分				納期限		年 月 日		納付目的	
33									
納入者氏名		様						領収日付印	
発行機関									
CVS 収納用									

徳島県原符兼 払込金受領証	
加入者名	
口座記号番号	
納付番号	
金額	
納入者氏名	
発行機関	
納期限	
納付目的	
領収日付印	

徳島県納入通知書兼領収証書 (徳島県納付書兼領収証書)					
会計年度		会計		科目	
納付番号					
金額		納期限		年 月 日	
納入者		様			
発行機関					
納付目的					
上記の金額を納付してください。				領収日付印	
年 月 日					
徳島県知事 (かい 解 長)				印	

様式第十四号を次のように改める。

様式第 1 4 号 払込書（第 1 8 条関係）

77 徳島県収納済通知書										徳島県原符兼 払込金受領証 収納通知書・払込書										徳島県領収証書													
加入者名						金額				加入者名																							
収納機関番号				納付番号						確認番号						納付番号																	
納付区分								納付目的						納付番号						金額													
33																																	
納入者氏名		様						領収日付印		納入者氏名		様						発行機関								納付目的							
発行機関										上記のとおり 払い込みます。 年 月 日		領収日付印						上記の金額を領収しました。		領収日付印													
CVS 収納用										出 納 機 関 収入分任出納員 氏 名																							

様式第四十二号を次のように改める。

様式第42号 返納通知書 (第45条関係)

77		徳島県収納済通知書										
加入者名				口座記号番号				金額				
収納機関番号			納付番号						確認番号			
納付区分			納期限		年 月 日		納付目的					
33												
納入者氏名		様							領収日付印			
発行機関												
C V S 収 納 用												

徳島県原符兼 払込金受領証			
加入者名			
口座記号番号			
納付番号			
金額			
納入者氏名		様	
発行機関			
納期限		年 月 日	
納付目的			
		領収日付印	

徳島県返納通知書兼領収証書								
会計年度			会計			科目		
納付番号								
金額					納期限		年 月 日	
納入者		様						
発行機関								
納付目的								
上記の金額を返納してください。 年 月 日 徳島県知事 （ かい 麻 長 ）							領収日付印	

様式第四十八号を次のように改める。

様式第 4 8 号 歳入歳出外現金払込書（第 5 3 条関係）

77 徳島県収納済通知書										徳島県原符兼 払込金受領証 収納通知書・歳入歳出外現金払込書										徳島県領収証書											
加入者名						金額				加入者名																					
収納機関番号				納付番号						確認番号				納付番号				金額						納入者							
納付区分								納付目的						納付目的						発行機関						納付目的					
33										納入者氏名 様										納入者氏名 様											
納入者氏名		様								領収日付印		納入者氏名		様								領収日付印									
発行機関										領収日付印		納入者氏名		様								領収日付印									
CVS 収納用										領収日付印		納入者氏名		様								領収日付印									
										上記のとおり 払い込みます。 年 月 日 出 納 機 関 収入分任出納員 氏 名										上記の金額を領収しました。											

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「旧地方自治法施行令」という。）第五百十八条第一項、第五百十八条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者（以下「新地方自治法に基づく指定を受けた者」という。）を除く。）に関する事務の処理については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するものを除くほか、この規則の施行の日前に旧地方自治法施行令第五百十八条第一項、第五百十八条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせていた者（新地方自治法に基づく指定を受けた者を除く。）に対する検査については、なお従前の例による。